

農地中間管理事業の推進に関する法律（平成 25 年法律第 101 号）第 18 条第 1 項の規定に基づき、令和 8 年 9 月 25 日農用地利用集積等促進計画（賃借権の設定等）を認可した。

令和 8 年 9 月 29 日

愛知県知事 大 村 秀 章

農用地利用集積等促進計画の概要

賃借権の設定等を受ける土地 の所在する市町村	賃借権の設定等を受ける者の数	賃借権の設定等を受ける土地
瀬戸市	4 者	十軒町 268 番ほか 13 筆
春日井市	3 者	明知町字尼ヶ洞 464 番 2 ほか 11 筆
犬山市	2 者	橋爪東三丁目 134 番 1 ほか 3 筆
江南市	6 者	松竹町西松竹 269 番ほか 39 筆
小牧市	4 者	小木西三丁目 17 番 1 ほか 28 筆
稲沢市	11 者	小池四丁目 100 番ほか 27 筆
尾張旭市	1 者	稲葉町二丁目 33 番
豊明市	1 者	栄町梶田 83 番 2 ほか 1 筆
日進市	7 者	梅森町西田面 124 番ほか 9 筆
清須市	2 者	春日 上河原 61 番ほか 6 筆
北名古屋市	1 者	法成寺ツナギ畑 15 番ほか 1 筆
愛知郡東郷町	2 者	大字諸輪字畑尻山 5 番ほか 5 筆
丹羽郡大口町	3 者	二ツ屋二丁目 11 番ほか 17 筆
丹羽郡扶桑町	3 者	大字高雄字海道田 127 番ほか 13 筆